

# 病中または病気の回復期にある お子さんをお預かりします！

## ～病児保育事業のご案内～

病児保育事業とは、生後 57 日目から小学校 3 年生までのお子さんが病気にかかり集団生活が困難で、保護者がお仕事をお休みできない場合等に一時的にお子さんをお預かりすることで子育てを支援する事業です。

### ☆利用日時

月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）までの午前 9 時から午後 5 時まで。

朝と夕方に 1 時間ずつの延長保育も実施しています。

※みなみ野こどもクリニックむ～みんルームの利用日時は施設一覧のとおりです。


### ☆費用

利用料… 1 日 2,500 円。（生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の方は利用料負担軽減補助金制度の対象となる場合があります。手続方法等は保育幼稚園課へ問い合わせください。）

給食費及び延長料金等…各病児・病後児保育室が規定する料金。

その他、「診療情報提供書・病児病後児保育連絡票」（お子さんが病児・病後児保育室をご利用可能な状態であることの証明）の発行料等がかかる場合があります。

### ☆施設一覧

病児・病後児保育室 利用要件：病中（当面症状の急変が認められない、入院治療の必要なし） 又は病気の回復期で集団生活が困難なお子さん		病後児保育室 利用要件：病気の回復期で集団生活が 困難なお子さん
<b>ほりのうちキッズガーデン</b> （あゆむクリニック併設施設） （住所）別所 2-2-1-102 （電話）042-670-2016 （定員）4 名 （延長料金）300 円／15 分	 <b>みなみ野こどもクリニック む～みんルーム</b> （みなみ野こどもクリニック併設施設） （住所）西片倉 3-1-6 第 2 みなみ野クリニ ックセンター3 階 （電話）090-5801-5151 （定員）4 名 （利用日）月曜日から金曜日 （延長保育）午前 8 時 30 分から 9 時、午後 5 時から 6 時 （延長料金）550 円／30 分	<b>からまつキッズウイングルーム</b> （からまつ保育園併設施設） （住所）川口町 1543 （電話）042-654-8157 （定員）4 名 （延長料金）なし
<b>病児保育室「はる」</b> （南多摩病院併設施設） （住所）散田町 3-8-10 （電話）042-663-0111 （定員）7 名 （延長料金）550 円／30 分		施設のご利用には事前 登録（無料）が必要で す。登録がお済みでな い方は裏面をご覧ください。

### 町田市の病児保育施設も利用可能です

八王子市と町田市は病児保育施設を相互に利用できる広域利用に関する協定を締結し、八王子市民も町田市にある「はやしクリニック病児保育室」の利用が可能です。利用方法等の詳細については、町田市子ども生活部子育て推進課（042-724-4468）までお問い合わせください。

所在地：町田市忠生 2-29-20 電話：042-793-3722 対象者：生後 4 か月～小学校 2 年生

利用日時：月～金（祝日、年末年始等を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 利用料：2,000 円

## ☆登録方法

施設のご利用には、事前登録（無料）が必要です。

登録がお済みでない方は、右の「病児保育事業利用登録申込書兼同意書」に必要事項をご記入のうえ、保育幼稚園課へ提出してください。（郵送又はFAXでも可。ただし、FAXで提出する場合は送信後に必ず保育幼稚園課まで着信確認の電話連絡をしてください。）

後日、利用登録カードを郵送でお届けします。

## ☆ご利用方法

【利用希望日の前営業日まで】

### ① 空き状況の確認

ご希望の病児・病後児保育室に連絡し、利用希望日の空き状況を確認します。

### ② 「診療情報提供書・病児病後児保育連絡票」の発行

医療機関で「診療情報提供書・病児病後児保育連絡票」の発行を依頼し、病児・病後児保育室の利用が可能であることの証明を受けます。

### ③ 予約

ご希望の病児・病後児保育室に連絡し、「診療情報提供書・病児病後児保育連絡票」の内容を伝えて予約します。

※医師の署名押印があり有効期限内の「診療情報提供書・病児病後児保育連絡票」がお手元にないと予約できません。

※市外在住の方（町田市民を除く）の予約は前営業日の午後3時以降受け付けます。

八王子市と町田市は病児保育事業の広域利用に関する協定を締結しているため、町田市民は市外在住による予約時間の制限がありません。

【利用当日】

必要な書類等（持ち物を参照）を持参し、お子さんを病児・病後児保育室に預けます。

※なお、最終的には各病児・病後児保育室が当日のお子さんの様子から受け入れの判断をします。

- 《持ち物》
- 利用登録カード
  - 病児保育事業利用申込書※
  - 家庭との連絡票※
  - 診療情報提供書・病児病後児保育連絡票※（医師の印が必要）
  - 病児・病後児保育室児童票※（初回及び毎年4月に更新）

※印の書類は、八王子市のホームページからダウンロードできます。

書類以外に必要なものは、「家庭との連絡票」の裏面をご覧ください。

【お願い】 予約後、利用の必要がなくなった場合には、保育室に速やかに電話をして予約を取り消してください。

■このリーフレットについてはこちらまで問い合わせください。

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 給付担当

電話：042-620-7248 FAX：042-621-2711